

須坂市児童センター及び須坂市放課後児童クラブ指定管理者募集要項

第1 募集の趣旨

須坂市児童センター、須坂市放課後児童クラブの管理運営について、住民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、須坂市児童センター設置条例（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 1 号）第 7 条及び須坂市放課後児童クラブ条例第 8 条（平成 19 年 3 月 30 日条例第 5 号）の規定により、指定管理者の募集を行います。

第2 施設の概要

募集対象施設の概要は、次のとおりです。

1 名称及び所在地

東部児童センター・北部児童センター・南部児童センター及び地域児童クラブ（8 箇所）の 11 施設です。 詳細は、別添「児童センター・放課後児童クラブ施設一覧」を参照してください。

なお、児童センターについては、前述の 3 児童センターのほかに、市直営で運営する「中央児童センター」があります。

2 設置目的

- (1) 児童センターは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に定める施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情緒を豊かにすることを目的としています。
- (2) 放課後児童クラブは、児童福祉法第 34 条の 8 の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に適切な遊びの場や生活の場を与え、家庭的な指導を行うことにより、児童の健全な育成を促進することを目的としています。

3 避難所の指定

東部・北部・南部児童センターは、須坂市の指定緊急避難場所・指定避難所となっています。地震、水害、その他の大規模災害が発生した場合、市が開設・管理する避難所となり、地域住民などの避難所として施設及びその設備等を使用することになります。

第3 管理運営内容

指定管理者が行う施設の管理の基本的な内容は、次のとおりです。詳細は、「須坂市児童センター及び須坂市放課後児童クラブの管理運営に関する仕様書（以下「仕様書」という）を参照してください。

1 運営業務

(1) 児童センター

- ① 児童健全育成全般に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する業務を除く業務
- ② 放課後児童健全育成に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する業務を除く業務
- ③ 遊びの広場に関すること
- ④ 避難所に関すること

(2) 放課後児童クラブ（地域児童クラブ）

放課後児童健全育成全般に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの権限に属する業務を除く業務

(3) 児童センター・児童クラブの施設管理等に関する業務

- ① 建物等安全管理業務
- ② 建物等清掃業務
- ③ 日常点検及び定期点検
- ④ 消防設備点検業務
- ⑤ 設備等保守業務
- ⑥ 外構管理業務
- ⑦ 施設・設備修繕業務

(4) その他

(5) 指定管理者に付帯する業務

2 再委託について

指定管理者は、指定を受けて実施する管理運営業務の全てを第三者に再委託することはできません。ただし、一部の事業について市と協議の上、再委託することは可能です。

3 指定管理期間

2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間の予定です。（須坂市議会での議決により確定します。）

施設等の状況により児童センター・放課後児童クラブの移転、統合等が実施される場合は、指定管理者と実施の半年前までに別途協議します。

4 利用料

放課後児童健全育成事業に係る利用料、日野地域児童クラブの太陽光パネル屋根貸使用料、北部児童センターの駐車場用土地貸付料については、市の歳入となります。

指定管理者が実施する自主事業の収入は、指定管理者の収入とします。

5 指定管理料等

指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という）は、年間 160,000,000 円を上限として、事業計画書において提示のあった金額及び次年度の登録児童数を基に、毎年度の予算の範囲内で指定管理者に支払います。なお、職員の人件費については、職員 1 人あたりの見守り児童数が 14 人になるよう配置した人数、加配職員については児童の状況を考慮したうえで市と指定管理者等と調整を行った人数により算出し、この額を基本として協議します。

上限額の算出に際し、消費税及び地方消費税は非課税としています。

指定管理料は、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに年度協定で定めます。

なお、指定管理者が主催する自主事業に要する経費は、指定管理者の負担とします。

(1) 経費の支払い

会計年度を基準として、4 半期毎に支払います。

(2) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定管理も受ける場合、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理する必要があります。

6 管理の基準等

施設の管理の基準等は、「仕様書」を参照してください。

細目は、市と指定管理者が締結する協定書で定めるものとし、協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議して定めるものとします。

7 関係法令等の遵守

施設の管理にあたっては、次の関係法令等を遵守してください。

地方自治法 同施行令

児童福祉法 同施行規則

労働基準法、同施行規則、労働安全衛生法等労働関係法令

須崎市児童センター設置条例、運営管理規則

須崎市放課後児童クラブ条例、運営管理規則

須崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

須崎市情報公開条例、同施行規則

個人情報の保護に関する法律、同施行規則

須崎市個人情報の保護に関する法律施行条例、同施行規則

須坂市暴力団排除条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

児童館ガイドライン（児童館ガイドラインの改正について（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）

放課後児童クラブ運営指針（「放課後児童クラブ運営方針」の策定について（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号、厚生労働省雇用均等・児童局長通知）別紙）

その他関係法令等

8 リスク分担

(1) リスク分担表

市と指定管理者の間におけるリスク負担の基本的な考えは次のとおりです。

なお、本表に定める事項について、疑義が生じた場合又は本表に定めのない事項等詳細については、市と指定管理者が別途協議し、決定するものとします。

種 類	内 容	リスク分担		
		指定 管理者	須坂市	協議
法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更			○
金利	金利の変動に伴う経費の増	○		
物価	物価変動に伴う経費の増 （急激な変動があった場合は協議）	○		
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期			○
	自然災害等による施設・設備・物品等の復旧作業（市所有のもの）		○	
	自然災害等による施設・設備・物品等の復旧作業（指定管理者所有のもの）	○		
	事故・自然災害等発生時の初期対応	○		
業務の中止等	指定管理者の業務不履行又は破綻によるもの	○		
需要変動	社会情勢の変化等により当初の需要見込みと大幅に異なる場合			○
設備・備品等の 損傷	経年劣化によるもの	○ (1 件 10 万以下)	○ (1 件 10 万超え)	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○ (1 件 10 万以下)	○ (1 件 10 万超え)	

	管理運營業務上の瑕疵による損傷	○		
	施設の構造上の瑕疵による損傷		○	
施設・設備の改修	安全管理上必要とされる改修		○	
	サービス向上のための改修	○		
セキュリティ	管理運営上の瑕疵による情報漏洩、犯罪発生	○		
撤収	指定期間の終了又は指定の取消しに伴う撤収費用	○		

(2) 損害賠償請求

指定管理者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。また、その損害について、市が第三者に対し賠償した場合は、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償できるものとします。

(3) 原状回復義務

指定管理者は指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、市の指示するところにより、その管理しなくなった施設又は設備を現状に復さねばなりません。

9 保険の付与

指定管理者は管理運営期間中、賠償資力を確保するため、施設賠償保険に加入することとします。

なお、建物保険（火災、落雷等）については市が加入しますが、指定管理者所有の備品等に必要がある場合は指定管理者が加入してください。

【参考】現在の指定管理者が加入している保険

「三井住友海上保険会社」の「施設賠償責任保険」

また、来館者及び利用者の傷害（けが等）に対応するための来館者傷害保険に、次に掲げる要件を満たす保険に加入することとします。

(1) 放課後児童健全育成事業を利用している児童を被保険者とした次の要件を満たす保険

① 補償内容

傷害保険		賠償責任保険	突然死葬祭費用
死亡	3,000 万円	対人・対物賠償	180 万円限度
後遺障害	4,500 万円	合算 1 事故 5 億円	
入院日額	4,000 円	ただし、対人賠償は	
通院日額	1,500 円	1 人 1 億円限度	

熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒による事故も保険の対象とすること。
加入保険料は 1 人当たり 800 円以内とすること。

- (2) 放課後児童健全育成事業を利用している児童以外を被保険者とした次の要件を満たす保険

① 補償内容

傷害保険		賠償責任保険
死亡	100 万円	対人賠償は 1 事故あたり 1 億円
後遺障害	100 万円	対人賠償は 1 人あたり 3,000 万円
入院日額	750 円	対物賠償は 1 事故あたり 500 万円
通院日額	500 円	

【参考】現在の指定管理者が加入している保険

「児童健全育成推進財団 児童安全共済制度 A 型」

10 サービス向上に係る改善や事業等の提案

指定管理者は、市の承認のもとに利用者のサービス向上を図るための自主事業を実施することができます。

なお、自主事業は、施設の設置目的に合致し、市が定める業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用負担により実施することとします。

11 職員の継続雇用について

現在、児童センター及び児童クラブの管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、引き続き雇用を継続するよう努めてください。

継続雇用が難しい場合は、事前に新規配置職員の研修を行うなど、スムーズな事務引き継ぎに配慮してください。

一定水準以上の育成支援ができるよう、研修等により資質の向上を図るとともに、児童・保護者の影響を考慮しながら、定期的な配置変更を行うことで、児童クラブの平準化に努めること。

第 4 申請の手続き

1 応募資格

指定管理に応募できる者は、次に掲げる事項のすべてを満たす者であることとします。

- (1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）であること。

なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

- (2) 2022～2024 年度須坂市物品購入等入札参加資格者名簿に登録がある者であること。（※申請書類提出締切日までに登録を行っていれば良いこととします）

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 又は須坂市財務

規則（平成2年規則第6号）第104条第1項の規定に該当しない者であること。

- (4) 須坂市物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要綱（平成29年告示第147号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定を取り消された者でないこと。
- (7) 市税その他租税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員が実質的に支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」と関わりがないこと。
- (9) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。（※指定期間の始期の日までに事業所を設置する団体等を含む）
- (10) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体等であること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

2 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出してください。

なお、事業計画書等の書類は、3児童センター一括、8放課後児童クラブ一括で作成してください。

また、審査のため、追加して関係書類の提出を求めています。

- (1) 須坂市児童センター指定管理者申請書（様式第2号）
- (2) 須坂市児童センターの管理運営に関する事業計画書（様式第3号）
- (3) 須坂市児童センターの管理運営に関する収支予算書（様式第4号）
- (4) 須坂市児童クラブ指定管理者申請書（様式第9号）
- (5) 須坂市放課後児童クラブの管理運営に関する事業計画書（様式第10号）
- (6) 須坂市放課後児童クラブの管理運営に関する収支予算書（様式第11号）
- (7) 自主事業予算書（様式第5号）（様式第12号）
- (8) 団体概要書（様式第6号）（様式第13号）
- (9) 定款、規約その他これらに類する書類
- (10) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、決算書及び市税に係る納税証明書法人以外の団体にあっては、決算書及び当該団体の代表者の市税に係

る納税証明書

- (11) その他教育委員会が別に定める書類

3 申請書等の提出

- (1) 提出期限

2024 年 9 月 2 日（月）午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合は、9 月 2 日（月）消印有効としますが、事前に郵送した旨をご連絡ください。

- (2) 提出場所

須坂市教育委員会事務局学校教育課（須坂市役所東庁舎 1 階窓口 12 番）

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1 電話 026-248-9010（課直通）

- (3) 提出部数

正本 1 部、副本 15 部を提出してください。（副本は写しで可とします。）

※提出期限以後の変更及び追加は認めません。

※提出書類にはページを記載すること。

第 5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

- (1) 指定管理者選定の方式

指定管理者の選定は公募型プロポーザル方式により行われます。

- (2) 応募者の審査

須坂市指定管理者候補選定審査会（以下「審査会」といいます。）を設置し、審査会の意見を基に、指定管理者庁内検討委員会が第 1 順位者を指定管理者の候補者として決定します。必要に応じてヒアリングを行うこととします。

- (3) 審査の結果の通知及び公表

審査結果については、応募書類を提出した応募者全員に対して通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表いたします。

なお、指定管理者となるためにはあらかじめ須坂市議会の議決が必要なため、須坂市議会の議決後に確定します。

- (4) 優先交渉順位者と交渉

第 1 順位者と詳細について交渉を行います。なお、第 1 順位者との交渉で合意に至らなかった場合、第 1 順位者を不合格とし、第 2 順位者を繰り上げて交渉を行います。以下、順次同様の扱いとします。

2 選定基準

- (1) 選定基準

- ① 事業計画書の内容が、利用者の公平性・施設の公共性を確保するものであること及びサービスの向上が図られること。

- ② 事業計画書の内容が、児童の健全育成に寄与するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、児童センター・児童クラブの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の効率化が図られるものであること。
- ④ 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査項目

提出いただいた事業計画書等により審査を行います。

- ① 団体の理念について（団体の経営方針、指定管理者を申請した理由、施設の現状に対する考え方及び将来展望）
 - ア 団体の事業活動や財政状況は安定しており、安定的・継続的に施設を運用できる能力はあるか
 - イ 団体の経営方針・理念は、指定管理者として相応しいか
 - ウ 管理運営業務に必要な技術や資格等を有しており、類似施設や類似業務についての実績はあるか
 - エ 市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる責務や意義を認識しているか
 - オ 施設の現状把握や将来展望は適正か
- ② 管理運営を行うにあたっての経営方針
 - ア 市が示す施設運営方針や管理の基準等に適合しているか
 - イ 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を以て事業に取り組む姿勢があるか
 - ウ 利用者の公平性・施設の公共性が確保されているか
- ③ 安全安心面からの管理の具体策などの特徴的な取り組みについて
 - ア 鍵の管理等安全対策は明確で、職員に周知・徹底されているか
- ④ 施設の管理について（職員の配置、職員の研修計画、経理）
 - ア 職員体制と配置人数、職員確保のための手段は適切であるか

※今回の選定にあたって提出いただく収支予算書における職員人件費の算出にあたっては、別紙「職員配置基準表」をもとに積算してください。（年度協定締結時の指定管理料の協議にあたっては、実際の児童数を基に算出した額で協議します。）

※職員の処遇は適切で安定的に職員の確保が図れるか。
 - イ 職員の疾病、児童数の増加等により職員配置に急な変更が必要となった場合や、年度途中における加配の増員が必要になった場合等の対応方針は適切か
 - ウ 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか
 - エ 労働関係法令等を遵守した労務管理規定等を整備し、職員の適正な労

働条件を確保しているか

オ 職員の専門知識や技能、接遇向上につながる具体的な研修計画が策定されているか

カ 経理帳簿等の整備や現金の取り扱いは適切であるか

キ 事業報告や事業実績等を適切に作成することができるか

⑤ 施設の運営について（年間の自主事業計画、サービスを向上させるための方策、利用者の要望の把握及び実現策、利用者のトラブルの未然防止と対処方法）

ア 自主事業内容は施設の設置目的に沿った内容であるか

イ 自主事業の経費は適正な単価や根拠で積算されているか

ウ サービス向上や施設の効用を高める具体的な事業計画になっているか

エ 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか

オ トラブル防止のためのチェック体制や対処方法について具体的な内容となっているか

⑥ 個人情報の保護の措置について

ア 施設管理上のセキュリティ体制、個人情報記載書類やパソコン管理に関するセキュリティ体制は明確か

イ 職員が業務上知り得た秘密について漏えい防止対策を講じているか

⑦ 緊急時対策について（防犯、防災の対応）

ア 緊急時における組織対応や連絡体制は明確か

イ 防犯・防災マニュアルの策定や防犯・防災訓練を実施するか

⑧ 管理経費について

ア 提供するサービスに応じた適切な額の経費か

3 留意事項

(1) 申請が無効又は失格となる場合

次の事項に該当する場合は、失格となることがあります。

① 応募書類に虚偽の記載があった場合

② 選定委員、本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件応募について便宜を図るよう働きかけるなどの行為があった場合

(2) 申請内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(4) 費用負担

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

(5) 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は、須坂市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(6) その他

- ① 提出された書類はお返ししません。
- ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。
- ④ 井上地域児童クラブについては、今後、児童数の状況により施設の新築等が検討される可能性があります。その際は、指定管理者と別途協議します。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定管理者候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に提出し、議決を受けることになります。議決が得られなければ不合格とします。その場合、市は一切の損害賠償責任は負いません。また、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

2 協定の締結

市と指定管理者の指定を受けた者は、細目について協議を行い、協定を締結します。協定は、指定期間全体に係る共通の基本的事項を定める「基本協定」と年度毎の事業内容や指定管理料等を定める「年度協定」の2種類とします。

3 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定の取り消しが指定期間中の場合には、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、当業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

4 管理運営状況に関するモニタリングと評価

指定管理者により、施設が適正に運営されているかどうかを確認するため、市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。指定管理者は、市が指定する報告書を提出する必要がある、運営状況が適正でないと認められる場合は、市は指定管理

者に対して指導を行います。

また、選定時に評価された団体の事業計画などを前提とした業務実施状況を確認し、市が作成した評価書を市民に公表します。

5 個人情報の保護及び須坂市情報公開条例の適用について

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令、別添仕様書に記載された個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）及び須坂市情報セキュリティポリシーに基づき、特記事項を遵守しなければなりません。

また、須坂市情報公開条例（平成 17 年条例第 45 号）第 29 条の 2 の規定により、情報公開の努力義務が課せられています。これらの内容は、協定で定めます。

6 事務引継業務

協定発効までの期間においては、必要書類作成や事務引継ぎ及び各業務の習得を行っていただきます。ただし、この期間の費用については、指定管理者の負担とします。

第 7 その他

1 募集要項配布等

(1) 配布場所

須坂市教育委員会事務局学校教育課

〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1

電 話 026-248-9010（課専用）F A X 026-248-8825

E メール school@city.suzaka.nagano.jp

募集要項・申請書等の様式は、須坂市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間

2024 年 8 月 1 日（木）から 9 月 2 日（月）まで

（土曜日、日曜・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

(3) 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

受付期間：2024 年 8 月 1 日（木）から 8 月 19 日（月）まで

受付方法：質問書（任意様式）に記入のうえ、E メール又は F A X にて送信してください。

質問の回答：8 月 26 日（月）までに須坂市ホームページで公表します。

2 今後のスケジュール（予定）

(1) 第 1 回指定管理者候補選定審査会 2024 年 9 月中旬

(2) 第 2 回指定管理者候補選定審査会 2024 年 9 月下旬

- | | |
|------------------|----------------|
| (3) 審査結果の通知 | 2024 年 10 月上旬 |
| (4) 指定管理者の指定の議決 | 2024 年 12 月 |
| (5) 協定の締結準備 | 2025 年 1 月～3 月 |
| (6) 基本協定の締結 | 2025 年 3 月 |
| (7) 年度協定の締結 | 2025 年 4 月 |
| (8) 指定管理者による管理運営 | 2025 年 4 月～ |

3 指定管理者に係る税金

指定管理者に係る税金は、国税については税務署へ、県税については総合県税事務所へ、市税については市役所税務課へお問い合わせください。

4 添付資料

- (1) 須坂市児童センター及び須坂市放課後児童クラブの管理運営に関する仕様書
- (2) 児童センター・放課後児童クラブ施設一覧
- (3) 児童センター・放課後児童クラブ備品一覧
- (4) 2023 年度児童センター利用実績
- (5) 2023 年度放課後児童クラブ利用実績
- (6) 2023 年度児童センター事業費
- (7) 2023 年度放課後児童クラブ事業費
- (8) 2024 年度職員配置状況等
- (9) 須坂市児童センター設置条例
- (10) 須坂市児童センター運営管理規則
- (11) 須坂市放課後児童クラブ条例
- (12) 須坂市放課後児童クラブ運営管理規則
- (13) 職員配置基準表

問合せ先

須坂市教育委員会学校教育課 児童生徒支援係

小泉（係長）今西（担当者）

電 話 026-248-9010（課専用）F A X 026-248-8825

E メール school@city.suzaka.nagano.jp